

回 答 書

令和5年8月7日

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろうビル3階

特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松久三四彦 殿

名古屋市中区錦2丁目19番1号

名古屋鴻池ビルディング7階

中川博晴法律事務所

電話 052(228)6571

Fax 052(228)6572

(株)EVANESS代理人

弁 護 士 中 川 博 晴

冠省 当職は、株式会社EVANESSの代理人です。令和5年7月4日付け、当社に対する照会書及び再申入書（以下、「再申入書」といいます）に関する回答等につき、当職は株式会社EVANESS（以下、「当社」といいます）から委任を受けました。それゆえ、本件につきまして今後は当職が交渉窓口となりますので、よろしくお願いいたします。

この度は、当社の利用規約に関し貴重なご意見を頂戴し、心より感謝申し上げます。当社のコンプライアンスとサービス向上に資するよう善処いたします。

再申入書につき下記の通りご回答申し上げます。

不十分な点がございましたら、ご教示いただけると幸いです。

記

第1 回答書に関する照会

1 照会事項1（1）

ご指摘の通りです。

利用規約を改訂し8月4日に全加盟店に案内しました。改訂した利用規約は、9月4日から各加盟店において施行する予定です。

2 照会事項1（2）

本書に添付しますので、ご査収ください。

第2 再申入事項

第1で述べたように改訂した利用規約を送付しますのでご査収ください。

第3 再申入れの理由に関するご回答

1 第4条

第3条2項に契約期間と自動更新の規定を設けました。契約更新の際に物価、社会情勢などを勘案して利用料金等の変更することに改めました。

2 第9条について

貴会の説明の趣旨が理解できません。貴会のご説明は施設利用者の施設利用権とその料金の法律関係につき民法89条2項が類推適用され、9条は消費者契約法に違反するという考えと解されます。

しかし、同条項は、例えば賃貸人の地位が移転した場合に、賃料について前賃貸人と現賃貸人との間で賃貸人の地位が移転した日を基準に日割りで精算するというものであり、賃貸借契約が中途解約された場合の賃借人の賃料の精算を規律することを予定した規定ではありません。本件は後者の場合に当たりますので、同条項の想定する利害関係とは全く異なります。それゆえ、民法89条2項を類推適用する前提を欠くので、同条項を本件に類推適用することはできないと考えます。

【ご質問】

①貴会のご説明される見解を述べた法律文献および裁判例をご提供いただけますようお願い申し上げます。

②仮に利用規約第9条に民法89条2項が類推適用されうるとした場合、例えば、一般的に行われている賃貸借契約における1か月前解約規定というも民法89条2項（類推適用）に違反し、ひいては消費者契約法何条に違反するというご趣旨でしょうか。

以上、2点につきご説明くださいますようお願い申し上げます。そのうえで、9条の変更・修正を鋭意検討させていただきます。

3 第11条について

変更しましたのでご確認ください。

4 第13条について

変更しましたのでご確認ください。（12条）

5 第14条

(1) 貴会のご指摘を踏まえ妊婦に休会制度を設けました（13条）。

(2) ただ、妊婦に対する不合理な差別であるのご指摘は、理解しかねます。

妊婦の方にも有酸素運動などの運動が望ましいという医学的意見があるというのは参考になりますが、当社のサービスはマンツーマントレーニングであり、医師が常駐するものではなく、妊婦に関する医学的なケアを備えた体制を備えておりません。それゆえ、健康上の理由と施設上のサポート体制などの理由から妊婦の方へのサービスを提供するのは困難であ

ると考え、サービスの提供を中止することは合理的なことであると考えております。もし、妊婦の方の施設利用を可能とする場合には、別途、妊婦向けのコースを設け、医学的サポートも備えることが必要となります。そのような体制を各施設に要求するのは難しいと判断して、妊婦に対し休会制度を設けさせて戴くことにしました。

妊婦の方に対する上記の運営につき、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

- 6 第16条について
ご指摘の点は削除しました。
- 7 第22条について
貴会の指摘を踏まえて変更しました。(20条)
- 8 第24条について
貴会の指摘を踏まえて変更しました。(21条)
- 9 第29条について
貴会の指摘を踏まえて変更しました。(23条)

【送付書類】

利用規約(令和5年8月1日改訂)

1

以上

CALORIE TRADE JAPAN 利用規約

第1章 総則

第1条 会員は、CALORIE TRADE JAPAN (カロリートレードジャパン) (以下「本施設」)の会員として、以下の利用規約を遵守する。

第2条 (目的)

会員は、心身の育成、健康・体力の維持増進を図ることを目的に本施設を利用する。

第2章 会員

第3条 (会員制度・契約期間)

- 1 本施設は、会員でなければ利用することができない。
- 2 契約期間は、1年間とする。契約期間3カ月前までに解約の申入れがない限り、契約は同じ条件で1年間自動的に更新されることとし、以後、1年ごとに同様とする。

第4条 (入会金等)

- 1 会員は、入会金、利用料等を支払う。
- 2 利用料の支払期限
 - ア 短期集中プラン 利用開始当日限り
 - イ 月プラン及び継続プラン 当月分を前月末日限り
- 3 会員は、入会金・利用料等を延滞した場合、延滞した日の翌日から支払うまで延滞した入会金・利用料等のほかに年14.6%の割合による金員を支払う。
- 4 本施設は、契約を更新するとき、物価、社会情勢、経済情勢等を勘案して第1項の利用料等を変更することができる。

第5条 (会員資格)

会員は以下の要件を満たさなければならない。

- ①本利用規約に同意すること。
- ②健康状態に異常がなく、医師等により運動を禁じられていないこと。
(妊娠されている方は、妊娠中の入会はできない)
- ③年齢満5歳以上の方。なお、18歳未満(高校生以下)の場合、入会に際し保護者の同意がなければ会員となれない。
- ④暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員ではないこと、かつ将来にわたって該当しないことを表明する方。

第6条 (変更届)

会員は、入会申込書の記載事項に変更があった場合、速やかに本施設に

届け出なければならない。

第7条（会員による解約）

- 1 会員は、本施設の入会契約をいつでも解約することができる。
- 2 前項の解約は、書面によりしなければならない。
- 3 入会契約の解約の効果は、解約した月の翌月から生じる。
- 4 会員は、入会契約が解約された月までの利用料等を支払う。

第8条（休会）

- 1 月プランの方が休会を希望する場合、本人が希望する休会月の前月の5日までに（5日が定休日の場合は前営業日までに）登録店舗にて指定の書面による手続きを完了しなければならない。
- 2 休会期間は、最長1年とする。
- 3 休会期間は、再延長手続きを申請して再延長することができる。
- 4 休会期間中の手数料等は発生しない。

第9条（利用料の返還）

本施設は会員に入会金、利用料等を返金することはできない。但し、本施設の改装、器具の入れ替え等の本施設の事情により利用することができない場合を除く。

第10条（施設利用）

本施設は施設利用の円滑化を図るため、本施設利用を原則的に予約制とする。

第11条（予約の変更・取り消し）

- 1 前条の予約を変更・取消すには、予約した利用日の前日の営業時間内に本施設に連絡を入れなければならない。
- 2 予約した利用日当日に予約日時を取り消しまたは変更した場合、本施設を1回利用したこととする。但し、予約日時の変更はこれに当たらない。
- 3 本施設は、会員が第1項に反して予約の取り消し又は変更を繰り返した場合、当該会員の本施設の利用を制限することができる。

第12条（会員資格の喪失・休会）

- 1 会員は、以下の事由により会員資格を失う。

- ①第7条による解約
- ②死亡
- ③第5条の要件を欠けたとき
- ④第13条による解約

- 2 会員は妊娠、健康上の理由により運動が制限された場合、休会する。

第13条（解約）

- 1 本施設は、以下の事由が生じた場合、催告の上、入会契約を解約する

ことができる。

- ①利用料等の支払いを2ヵ月分以上滞納したとき
 - ②本施設の設備を故意または重大な過失により損壊したとき
 - ③第15条の禁止行為を行ったとき
 - ④その他、本利用規約に反する行為または法令・公序良俗に反する行為をしたとき
- 2 前項の解約がなされた場合、第7条3項4項を準用する。
 - 3 第1項により本施設に損害が生じた場合、会員は本施設に対しその損害を賠償しなければならない。

第3章 施設の運営・管理

第14条（本位施設の運営管理）

会員は本施設の運営・管理に従う。

第15条（禁止行為）

会員は、本施設において以下の行為をしてはならない。

- 1 本施設に無断で施設内を撮影・録音すること。
- 2 本施設内にペット・動物を持ち込むこと
- 3 飲酒・喫煙
- 4 飲酒・酩酊下での施設利用
- 5 営業行為
- 6 スポーツジム等本施設類似サービスの勧誘
- 7 その他、法令・公序良俗に反する行為

第16条（休業日）

本施設の休業日は原則として以下の通りとする。

- 1 本施設の定める毎月の定休日
- 2 夏季・年末年始の本施設が指定する日
- 3 本施設の保守・点検、器具の整備等により本施設を利用することができないとき

第17条（営業時間）

本施設の営業時間は、本施設のホームページに定めるところとする。

第18条（本施設の免責）

会員は、施設内において、自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、本施設は施設内で発生した盗難、紛失、傷害その他の事故について本施設に故意または過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わない。また、会員が諸施設の外で被った事故、会員同士の間で生じたトラブル等について、本施設は関与及び責任を負わない。

第19条（会員の責任）

会員は本施設の利用に関して本施設はまた第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。ただし、会員に帰責事由が認められない場合、その限りではない。

第4章 その他

第20条（閉鎖又は利用制限）

1 本施設は次の各号のいずれかに該当する場合、本施設の全部または一部を閉鎖又は利用を制限することができる。

①地震、台風、その他天変地変が生じたとき

②その他、何らかの事情により施設を利用することが困難であると判断した場合

2 前項により本施設を閉鎖するとき、本施設は会員との入会契約を解除することができる。

第21条（個人情報保護方針）

1 本施設は、保有する会員の個人情報を厳重に管理し、本人の同意なしに、第三者に提供・開示しない。

2 本施設は保有している個人情報について、会員より訂正・利用停止があった場合、本人であることを確認した上、訂正・利用停止等をする。

第22条（利用規約の改定）

1 本施設は、適宜、利用規約を改訂する。

2 利用規約の改定は、会員に告知した日の1か月後から効力を生じる。

以上